

平成十四年六月二十一日受領  
答 弁 第 八 六 号

内閣衆質一五四第八六号

平成十四年六月二十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫民輔殿

衆議院議員田中慶秋君提出エネルギー政策と地球温暖化対策の実効性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員田中慶秋君提出エネルギー政策と地球温暖化対策の実効性に関する質問に対する答弁書

一について

昨年七月の総合資源エネルギー調査会答申「今後のエネルギー政策について」においては、同答申に目標として示されている平成二十二年度における原子力発電による電力供給量は、同月以降、十基から十三基程度の原子力発電所の新增設を行うことに対応するものであるとされている。

本年一月には、東北電力株式会社が女川原子力発電所第三号機の使用を開始したところであり、また、三基が現在建設中である。

さらに、この建設中の三基を含め、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二十九条第一項に基づいて、電気事業者が、原子力発電所の立地に係る諸手続の進捗よく状況等を見極めた上で作成した平成十四年度供給計画においては、同年度から平成二十二年度までに、十基から十二基の原子力発電所の使用開始を見込んでいる。

以上から、平成二十二年度における原子力発電による電力供給目標を達成するための十基から十三基程度の原子力発電所の新增設は、実現可能なものと認識している。

## 二について

気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書（以下「京都議定書」という。）において約束された我が国の温室効果ガス排出量の六パーセント削減（以下「六パーセント削減」という。）を達成するためには、地球温暖化対策を一層強力に推進していくことが重要である。

地球温暖化対策推進大綱（平成十四年三月十九日地球温暖化対策推進本部決定。以下「大綱」という。）においては、温室効果ガス排出量について、現在の省エネルギー対策、新エネルギー対策、燃料転換、代替フロン等三ガスの排出抑制対策等を維持した場合、平成二十二年度に二酸化炭素換算で約十三億二千万トンとなることを見込んでおり、我が国の目標として、これを二酸化炭素換算で約十一億五千五百万トンにまで、約一億六千五百万トンを削減し、六パーセント削減を達成することを掲げている。この目標の達成に向けては、現在行っている対策を着実に実施するとともに、更なる省エネルギー対策、新エネルギー対策、燃料転換、代替フロン等三ガスの排出抑制対策等の追加対策を実施することとしている。

新エネルギー対策については、同じく、大綱において、平成二十二年度に原油換算で千九百十万キロリットルを導入する目標を掲げており、これによる温室効果ガス排出削減量は、二酸化炭素換算で約三千四

百万トンが見込まれ、省エネルギー対策、燃料転換、代替フロン等三ガスの排出抑制対策等を含めた追加対策全体による平成二十二年度の温室効果ガス排出削減見込量のうち約二割を占めているところである。

### 三について

省エネルギー対策については、国民一人一人の省エネルギー意識を喚起し、生活様式の変革を促すため、住宅や業務用ビルにおける冷房の適切な管理、事務所等における暑さをしのぎやすい服装の励行等について、国民に対する広報活動等を実施してきているところである。

また、国民のエネルギーに対するコスト意識を向上させるため、エネルギーの使用量を消費者にとってのコストとして表示する、情報通信技術等を活用した機器の普及を促進しているところである。

さらに、省エネルギー意識の醸成には、子供のころからの教育が重要であることから、全国の小中学校を対象に教材の提供、講師の派遣等を行う省エネルギー教育推進モデル校事業を推進しているところである。

今後ともこのような政策を通じ、省エネルギーの取組に対する国民の一層の理解と協力を得られるよう努めてまいりたい。

## 四について

大綱においては、六パーセント削減のため、温室効果ガスの種別等の区分ごとに目標を定め、これを達成していくこととしており、当該目標の達成が十分見込まれる場合については、こうした見込みに甘んずることなく、引き続き着実に対策を推進するとともに、今後一層の排出削減を進めるものとしている。また、京都メカニズム（京都議定書第六条1に規定する事業、京都議定書第十二条1に規定する低排出型の開発の制度及び京都議定書第十七条に規定する排出量取引をいう。）については、京都議定書の履行義務及び京都メカニズムが国内における温室効果ガス排出の抑制等に対して補足的であるとの原則を踏まえ、国際的動向を考慮しつつ、その活用について検討していくこととしている。

また、大綱においては、エネルギー起源の二酸化炭素について、産業、民生及び運輸の各部門ごとに目安となる試算としての排出削減目標を定めている。さらに、大綱に定める各目標を達成するため、百種類を超える個々の対策について、導入目標量及び排出削減見込量を定量的に明らかにし、これらの対策を推進するための国等の施策を盛り込んでいる。また、平成十六年及び平成十九年に、対策の進ちよく状況及び温室効果ガスの排出状況等を定量的に評価し、その結果を踏まえ追加的な対策及び施策を講じていくこ

ととじている。

こうした方法によつて、円滑かつ確実に六パーセント削減を達成することができると考えている。